

第24回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会

日時 平成20年7月24日(木)

18:30～20:00

会場 行徳文化ホール1&1大会議室

次 第

1. 開 会

2. 報 告

(1) 行徳臨海部の課題に係る最近の状況について(報告)

- | | |
|------------------------|------|
| ア) 主な経緯と今後の予定について | 資料-1 |
| イ) 塩浜1丁目護岸の暫定工事について | 資料-2 |
| ウ) 塩浜市有地有効活用事業について | 資料-3 |
| エ) 塩浜地区の「自然環境学習の場」について | 資料-4 |
| オ) 地域コミュニティゾーン整備構想について | 資料-5 |
| カ) 市川漁港について | 資料-6 |

3. その他

- ア) 次回の開催日について

4. 閉 会

第24回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会委員名簿

平成20年7月24日現在

分野	氏名	所属・専門
学識者	西村 幸夫	東京大学 工学部 教授
	風呂田 利夫	東邦大学 理学部 教授
自治会	熊川 芳男	行徳地区自治会連合会 会長 <欠席>
	歌代 素克	南行徳地区自治会連合会 会長
市民団体	佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム 事務局長 <欠席>
	安達 宏之	特定非営利活動法人 三番瀬環境市民センター 広報
	丹藤 翠	行徳まちづくりの会 代表
	東 良一	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会 理事長
漁組	藤原 孝夫	市川市行徳漁業協同組合
	及川 七之助	南行徳漁業協同組合 専務理事
企業・関係機関	佐々木 洋晃	市川市塩浜協議会 まちづくり委員会 事務局長
	高根 英樹	社団法人 市川青年会議所 監事
	※清水 成俊	独立行政法人 都市再生機構 千葉地域支社 都市再生企画室 室長
	※土屋 光博	市川市 副市長
公募	川口 勲	市川市民

※報償金支出対象外

(敬称略)

行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯 (H20. 3. 27 以降)

平成 20 年 7 月 24 日

年月日	内 容
平成 20 年	
3 月 27 日	第 23 回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催 (市川市)
3 月 27 日	「平成 20 年度千葉県三番瀬再生実施計画」策定 (千葉県)
3 月 28 日	第 6 回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」開催 (千葉県)
4 月 25 日	第 30 回「行徳臨海部特別委員会」開催 (市川市)
5 月 19 日	第 7 回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」開催 (千葉県)
5 月 27 日	第 20 回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催 (千葉県)
5 月 29 日	「塩浜 1 丁目地先護岸に関する要望」を県に提出 (市川市)
6 月 9 日	第 8 回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」開催 (千葉県)
6 月 13 日	第 24 回「三番瀬再生会議」開催 (千葉県)
7 月 23 日	第 21 回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催 (千葉県)
7 月 24 日	第 24 回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催 (市川市)

行徳臨海部の課題に係る今後の予定

平成 20 年	
8 月	第 13 回「三番瀬漁場再生検討委員会」開催 (千葉県)
9 月 9 日	第 25 回「三番瀬再生会議」開催 (千葉県)
9 月 下旬	第 22 回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催 (千葉県)
10 月 中旬	第 10 回「三番瀬まつり」開催 (NPO、塩浜協議会、市川市)
11 月	「三番瀬クリーンアップ大作戦」(実行委員会)
11 月 中旬	第 23 回「市川海岸護岸塩浜地区護岸検討委員会」開催 (千葉県)
11 月 20 日	第 26 回「三番瀬再生会議」開催 (千葉県)
12 月中旬	第 25 回「行徳臨海部まちづくり懇談会」開催 (市川市)

市川第 20080520 - 0128 号

平成 20 年 5 月 29 日

塩浜 1 丁目地先護岸に関する要望

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

市川市長 千 葉 光 行



塩浜1丁目地先護岸に関する要望

平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記の課題の直接原因となっている県による市川二期埋立計画に関し、本市は30数年の長きに渡り、翻弄され続けてまいりました。浦安地区の埋立により、三番瀬の漁場環境は悪化し、かつての豊かな自然環境と一体となって維持されてきた漁業は衰退を余儀なくされてきました。内陸部では、県下水道終末処理場予定地において土地利用が定まらずまちづくりの有効な手立てもなく、不法堆積残土問題を長く抱えてきました。

更に塩浜の海岸においては、暫定的で危険な直立護岸のために、市民は身近に海があるにもかかわらず、海に近づくことさえできませんでした。それどころか、当市は護岸崩壊を防止し、市民の安全を守るために多くの労力と財政負担を強いられてきました。そうした状況の中、知事は埋立計画を撤回されましたが、上記の課題については放置された状況にあると言わざるを得ません。

このような経緯にもかかわらず、平成20年2月1日に要望いたしました塩浜1丁目地先護岸の暫定補強工事について、貴職より財政的支援に協力できない旨の回答がありましたことは、本市としまして、大変驚きであり、まことに遺憾であります。

本市は、この護岸を市川二期埋立事業が早期に実施されることを前提として管理を引き受けました。従いまして、知事に再三要望しておりますように、二期埋立計画を撤回した時点で、本来の海岸管理者である県が護岸の管理をすべきであり、速やかに県の責任で本格的な護岸改修が行われるべきであったと考えております。

現況護岸は、もともと大規模な地震に対応できない構造であり、しかも鋼矢板には防食対策を施していないなど、明らかに二期埋立計画を実施するまでの短期間の供用を前提とした暫定的な構造であると考えています。現に、鋼矢板の腐食と土砂の流失が甚だしく、施行後30年を経た平成元年頃からは護岸の陥没が顕在化しています。県が過去の協定において、恒久護岸として引き継いだと主張し、二期埋立計画を撤回した責任を回避することは到底、納得できるものではありません。

前述のように、当該護岸は年々老朽化が進み、崩壊の危険性が高まりつつあ

り、市民の安全を確保する観点からは、一刻の猶予も出来ない状態であります。このため、本市としましては甚だ不本意ではありますが、今年度、特に危険性の高い箇所を中心に部分的な補強工事を実施する方針といたしました。

加えて、本件に関し、市川市が管理する市川漁港の改修計画が未定であることも県が管理できない理由とされてきましたが、これにつきましては、既にお知らせしたとおり、現漁港区域内で改修を図ることとして、漁業従事者も含め意思が決定しております。従いまして、法的な位置付けがない一般海岸部は、県が速やかに海岸保全区域等の指定を行い、恒久護岸整備に着手すべきものと認識しております。

先般、本市が国に相談したところ、海岸保全区域指定の条件として、県は背後地の土地利用転換等が条件としていますが、国からは必ずしも土地利用の転換が絶対条件ではない、という回答をいただいております。また、海岸保全区域の指定は、千葉県知事が決定するものであり、知事の行政判断によるという意見も併せていただいております。護岸崩壊の危険性が年々増している中で、知事の早期英断を切に望むものであります。

つきましては、以下の事項について要望しますとともに、6月末までに書面によるご回答をお願いいたします。

記

1. 三番瀬周辺海域では、県は昭和39年以降、浦安地区、市川地区、京葉港地区でそれぞれ埋立免許を取得し、埋立事業に着手しております。昭和47年から浦安地区第二期埋立事業が進められています。また、千葉県が昭和48年の県下水道終末処理場の都市計画決定した際に、地権者の反対等がありました。それに対して翌昭和49年には、市川市都市計画審議会及び市川市議会全員協議会において処理場を二期埋立地に計画すると説明しています。

このような状況から本市が塩浜1丁目地先護岸を引き継いだ昭和50年当時、当然、市川二期埋立計画が早期に実施されること、また、埋立事業が実施されれば現護岸が道路用地となるものと認識していました。

一方、県は二期埋立計画はあくまで構想であり、したがって現護岸も道路用地となるものではなかったと主張していますが、本市のこのような認識が誤りであったのか伺います。

更に、仮に市川二期埋立計画が構想であったとするならば、浦安地区第二期埋立実施後の三番瀬の水質及び漁場環境がどのようになると予測し、市、漁業従事者及び市民にどのように説明していたのか伺います。

2. 市川二期埋立計画の検討が長期化し、更には埋立計画を撤回したことの影響として、多く課題（漁場環境の悪化、暫定漁港の改修遅れ、鋼矢板護岸の危険性、市民と海とのふれあいの阻害、市川塩浜駅周辺地区の再整備の遅れ、県下水道終末処理場計画地の不法堆積残土問題など）が山積し、未解決のまま放置されていることに対してどのように総括する考えか伺います。
3. 本市が平成20年2月1日に要望しました塩浜1丁目地先護岸の暫定補強工事について、財政的支援ができないと判断された理由を伺います。
4. 現鋼矢板護岸は、大規模な地震に対応できない構造であり、しかも防食対策を施していないなど、明らかに短期間の維持管理を前提にした暫定的な構造であります。それを恒久護岸と主張する県の根拠を伺います。
5. 県は、浦安市においては一期埋立事業完了時に、海岸保全区域を当時の海岸線に変更しています。しかしながら、本市においては海岸保全区域は内陸部に残したまま変更していません。
このように、県が一期埋立事業完了時に海岸保全区域を現海岸線位置に変更しなかった理由、更に企業庁が県ではなく本市に護岸を移管した理由を伺います。
6. 平成16年度の東京湾沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり、市長名で2回にわたり、塩浜1丁目を含めた塩浜護岸全体を海岸保全区域に指定するよう求めましたが、これが実現されないばかりか、それに対する回答すら

ありませんでした。

そこで、これまで塩浜1丁目護岸を海岸保全区域に指定できなかった理由を改めて伺います。

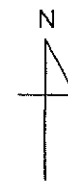
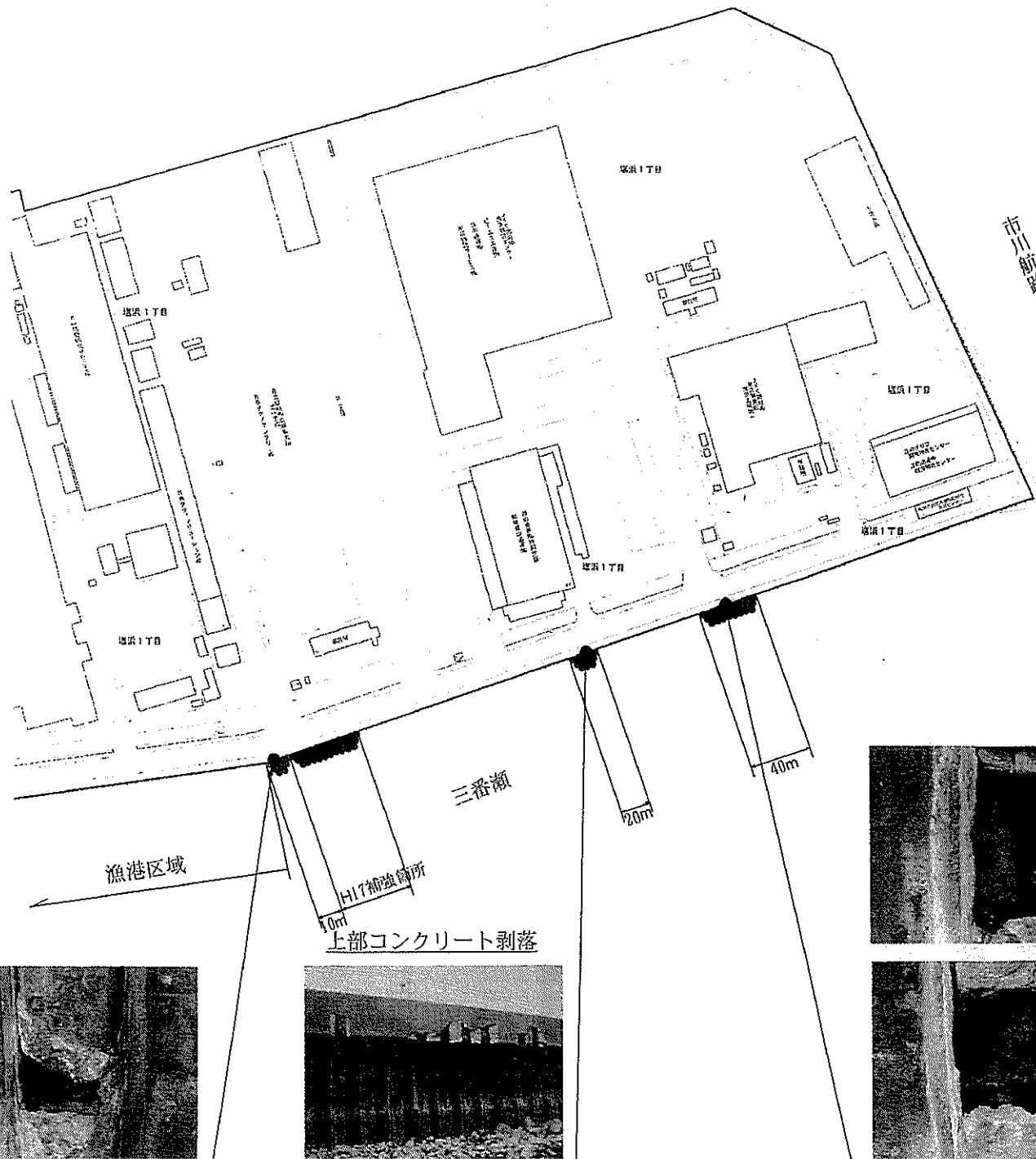
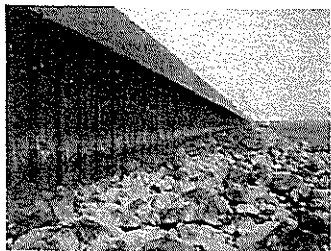
7. 今年度の工事を含め今後実施しなければならないと見込まれる暫定的な補強工事に係る費用について、県の財政的支援を改めてお願いします。
8. 当該工事の実施にあたり、三番瀬再生会議等の調整に配慮していただくようお願いいたします。
9. 塩浜1丁目護岸の恒久的な改修について、県が速やかに海岸保全区域等の指定を行い、恒久護岸整備に着手するようお願いいたします。

<平成20年度に市川市が実施する予定の暫定補強工事の概要>




- ①工法 約2tの袋根固め工を護岸前面に実施し、護岸の倒壊を防ぐ
(平成17年度実施の補強工事と同様の工法)
- ②工期 平成20年6月末～8月末(海域工事)
- ③延長 約70m(危険度の高い3箇所)
- ④概算工事費 袋根固め工 70m×50万円/m=35,000千円
空洞部埋戻し工 5,000千円
計 40,000千円
- ⑤参考資料 施行箇所位置図、断面図

施行箇所図

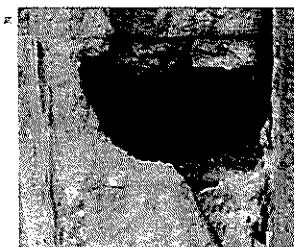
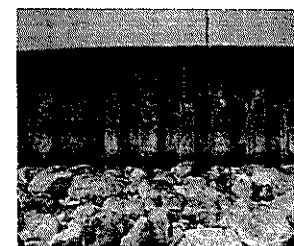
全景



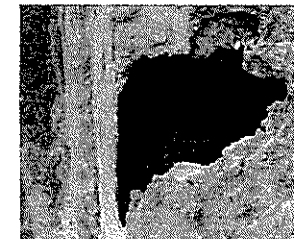
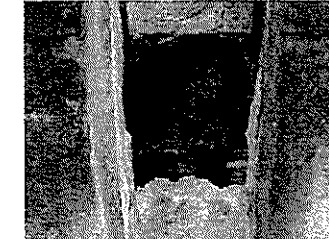
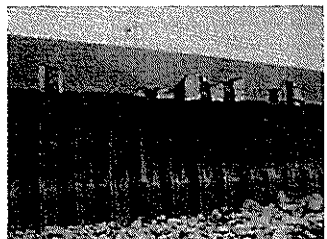
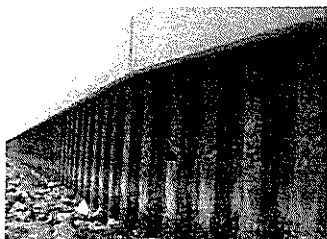
凡例

	平成20年度 補強予定箇所 (70m)
	平成17年度 補強実施箇所
	危険度の高い箇所 (平成20年3月12日)

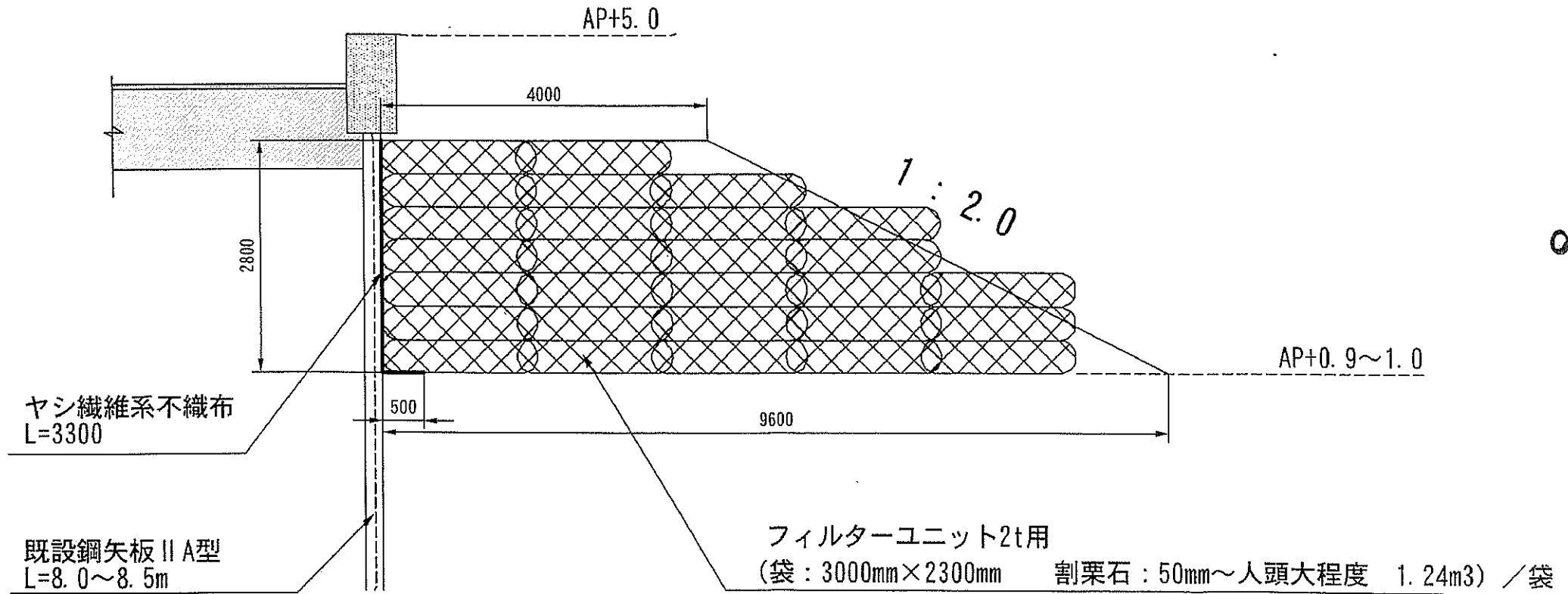
腐食による穴



腐食による穴



塩浜1丁目護岸暫定補強工事 断面図 S=1:50



塩浜市有地有効活用事業

○事業計画の概要について

1. 事業者

株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリア

2. 事業計画内容

(1)土地使面積 2,951.95 m² (市有地A:1,865.86 m²、市有地B:1,086.09 m²)

(2)施設計画 コンビニエンスストア、飲食店、ビジネスホテル、自転車駐輪場、原付駐輪場、自動車駐車場

(3)建築物の概要

- ・施設名称 (仮称)CVS・BAY HOTEL
- ・敷地面積 1,328.37 m²
- ・建築面積 629.27 m² (建ぺい率 37.48%)
- ・延床面積 2,358.13 m² (容積率 140.45%)
- ・構造階数 鉄骨造4階建て
- ・施設 1階 : コンビニ(サカス)、飲食店、ホテルロビー、集会スペース
2~4階 : ホテル客室 (108室)

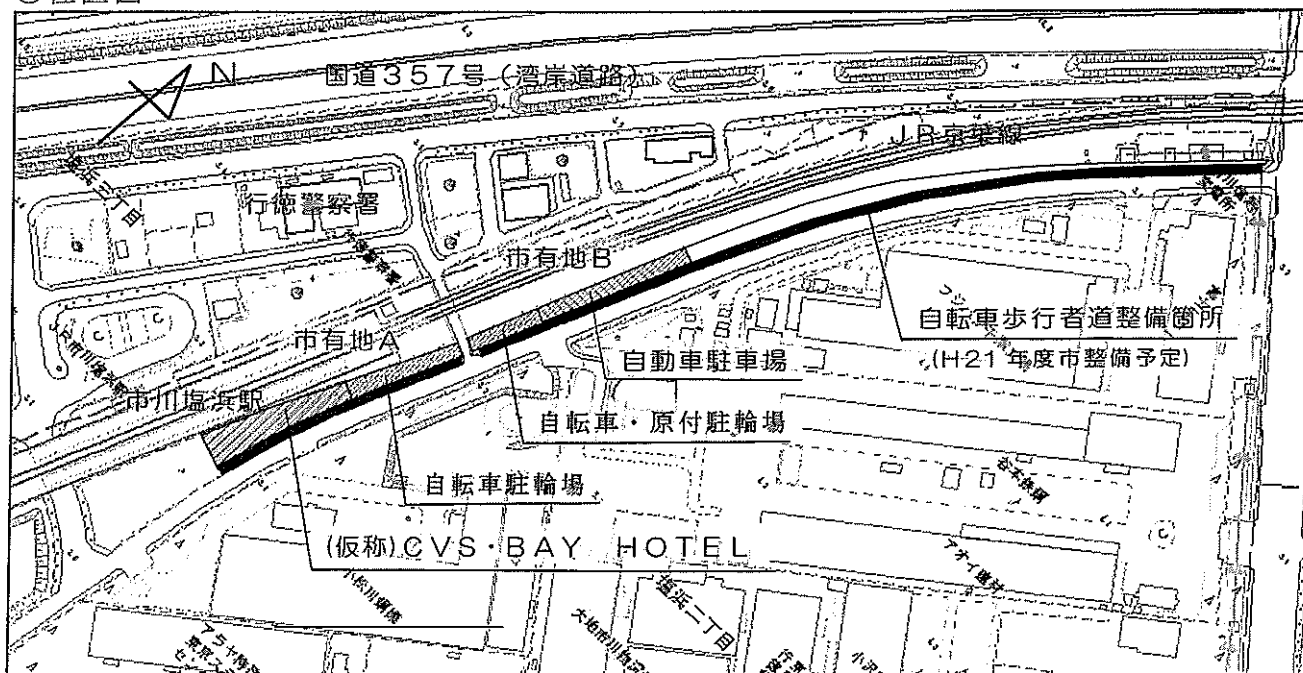
(4)その他施設の概要

- ・施設 自転車駐輪場 1,000台、原付駐輪場 50台、自動車駐車場 22台

3. 今後の事業スケジュール (予定)

- H20.7~12 事前協議、建築確認
- H21.1 土地賃貸借契約の締結、工事着工
- H21.7 工事完了、施設オープン

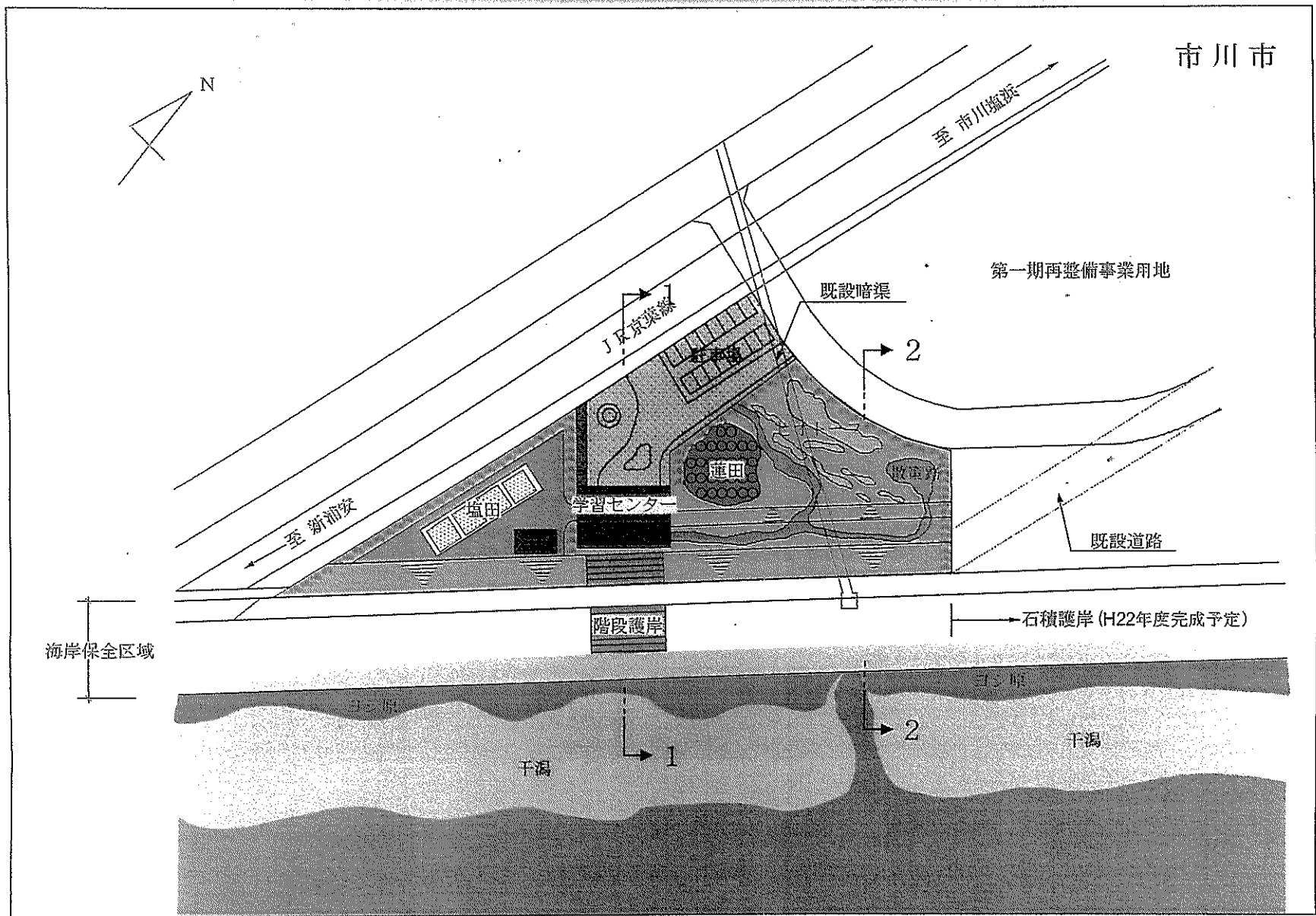
○位置図



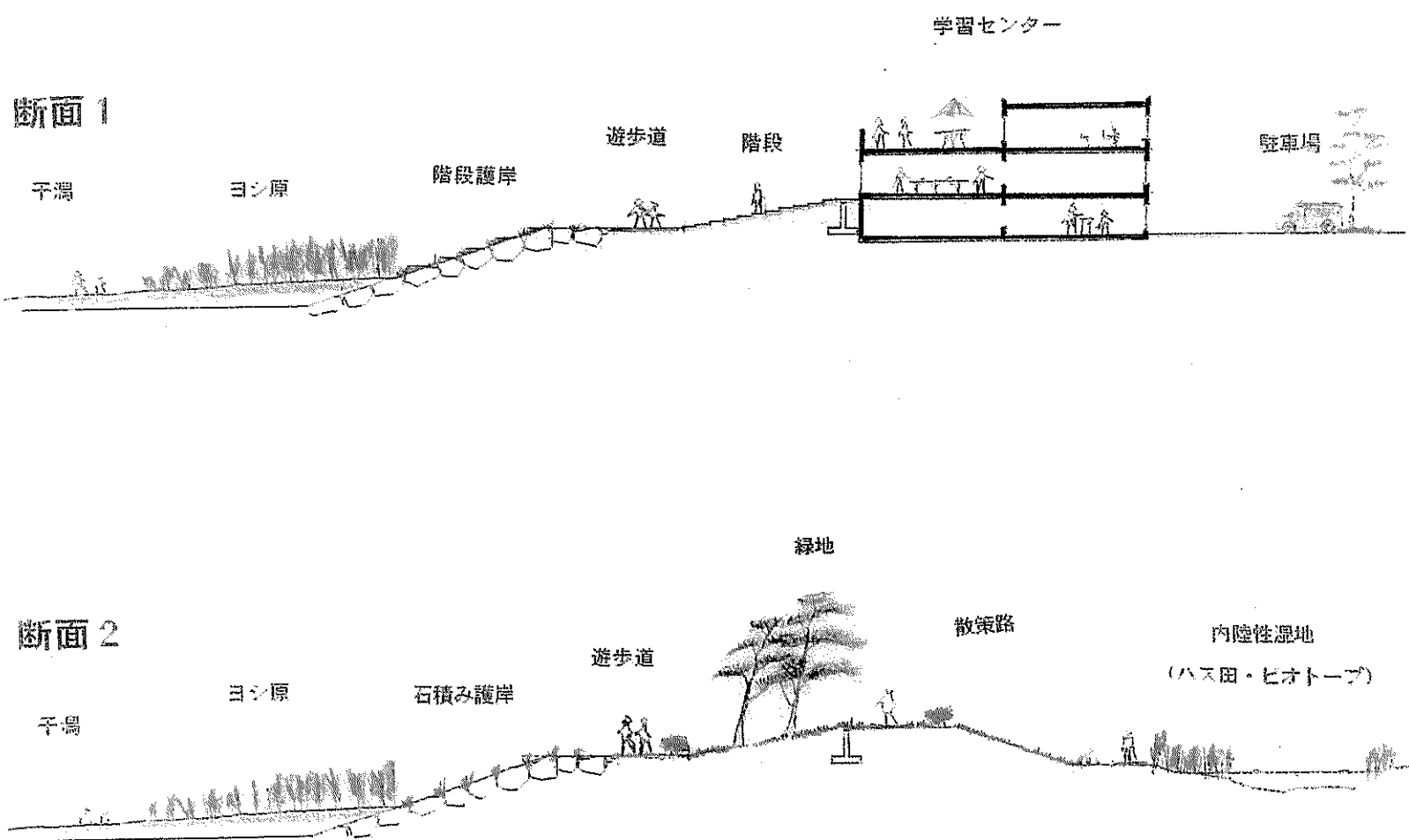
塩浜地区における自然環境学習施設の考え方（市川市）

1. 自然環境学習や研究施設の中核となるような環境系大学研究室の集積や大学と民間企業が連携した環境学習共同施設の施設整備。
2. 公園、護岸等の整備により、人々が自然とふれあい、学び、海と親しむ土地利用を図る。
3. 市民やNPOなどと連携した三番瀬の環境を修復・管理していくソフトな仕組みをつくり、賑わいと安らぎ、うるおい、海辺の雰囲気を感じるシンボリックな空間機能の確保を図る。

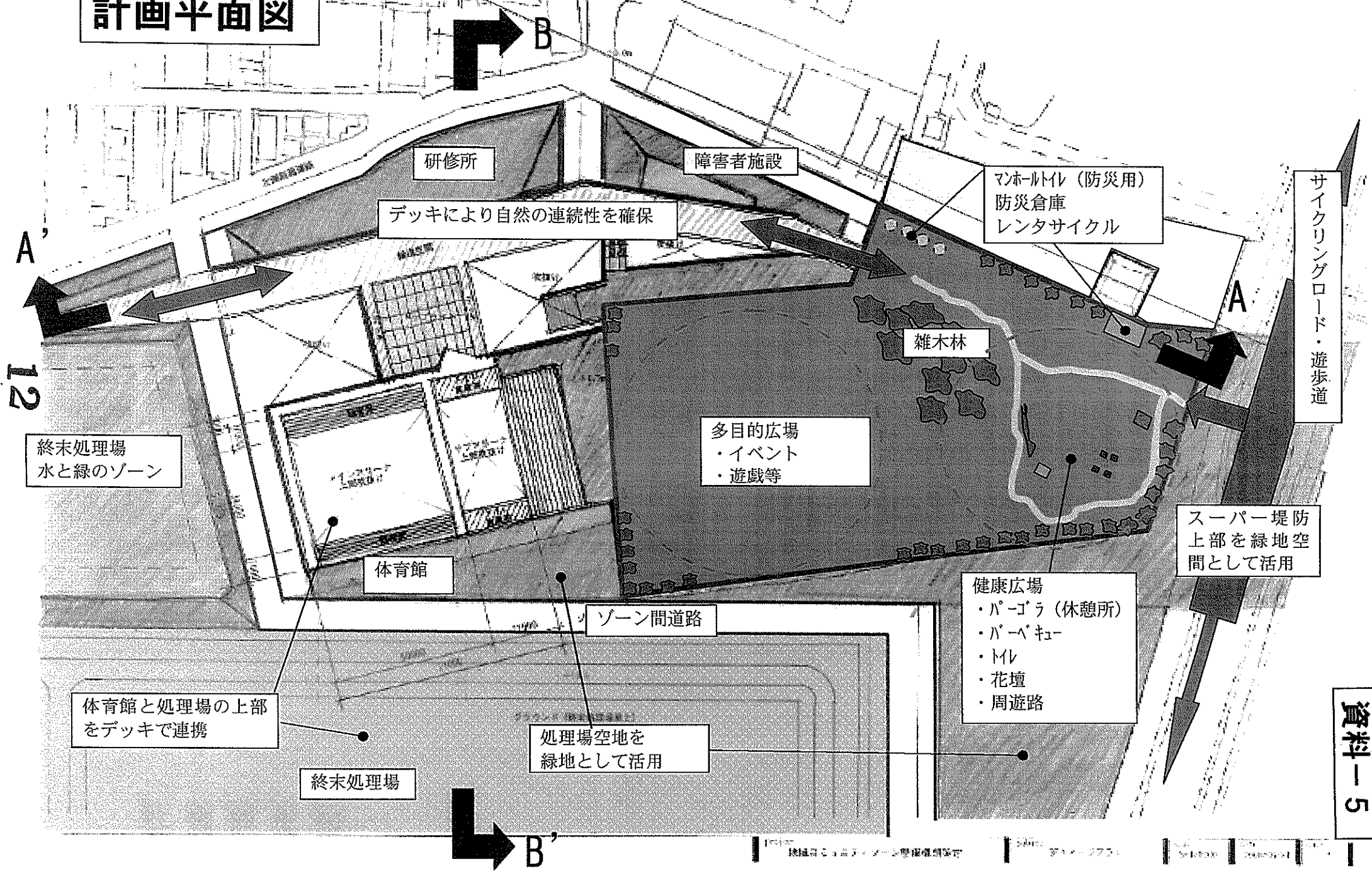
整備イメージ



断面イメージ



計画平面図



研修所

障害者施設

マンホールトイレ (防災用)
防災倉庫
レンタサイクル

デッキにより自然の連続性を確保

雑木林

多目的広場
・イベント
・遊戯等

スーパー堤防
上部を緑地空間として活用

サイクリングロード・遊歩道

12
終末処理場
水と緑のゾーン

体育館

健康広場
・パーゴラ (休憩所)
・バーベキュー
・トイレ
・花壇
・周遊路

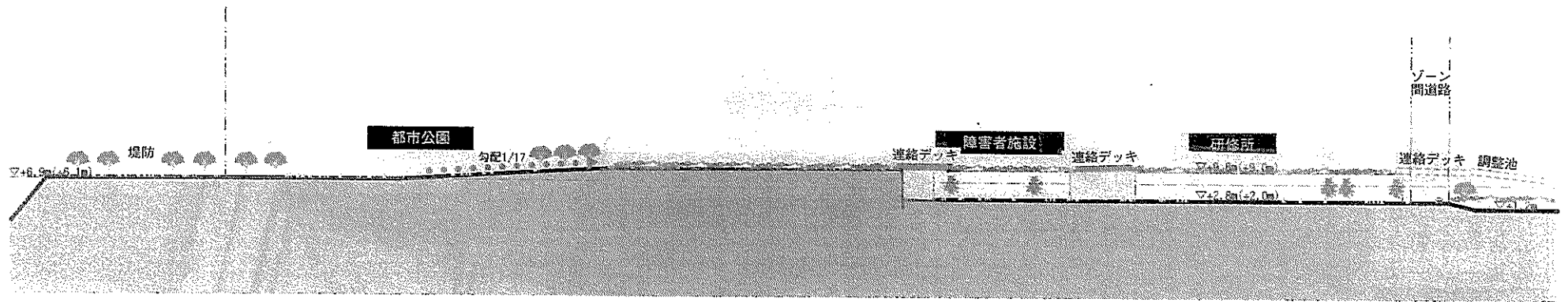
ゾーン間道路

体育館と処理場の上部
をデッキで連携

処理場空地进行
緑地として活用

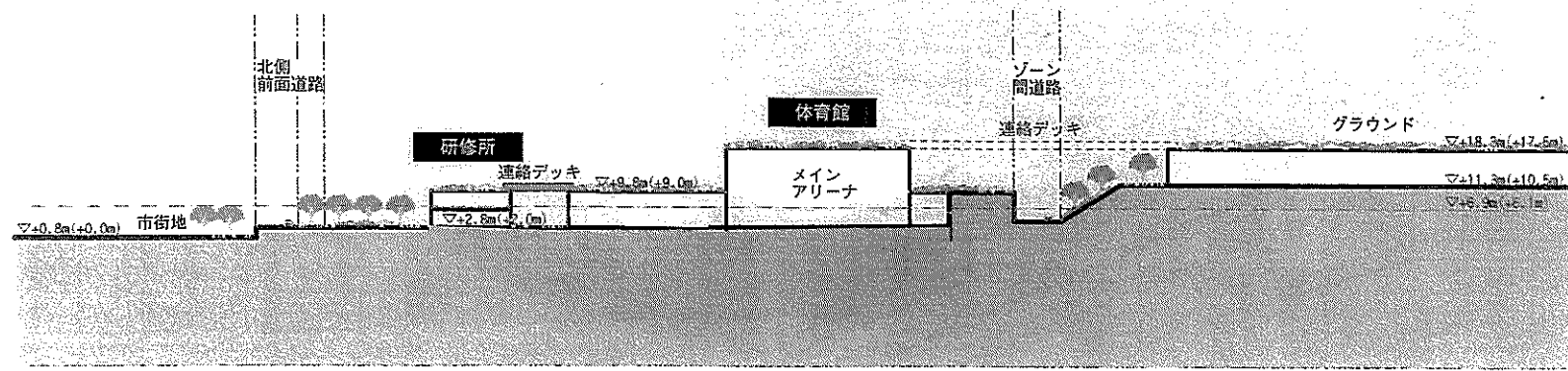
終末処理場

計画断面図



A-A' 断面図

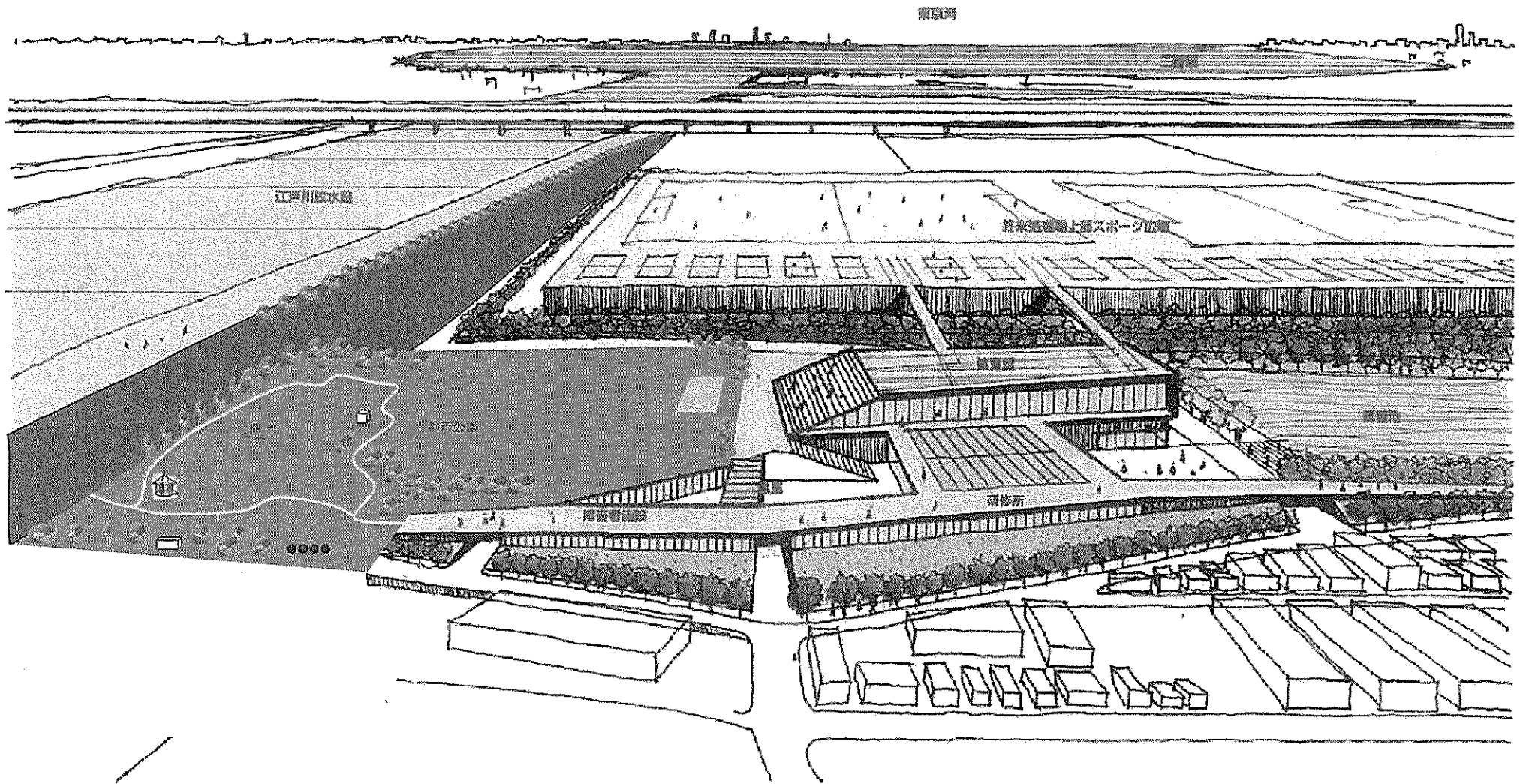
13



B-B' 断面図

完成予想図

14



環境影響評価に伴う調査業務委託 業務概要

1. 業務目的

本業務は、市川市が計画している市川漁港の整備事業において、環境影響評価を実施し、今後必要となる環境保全措置の検討をするためのもので、環境への影響を把握するために必要な調査を行うことを目的とする。

2. 委託期間

平成20年7月4日 ～ 平成21年3月23日

3. 委託場所

市川市塩浜1丁目3番地先

4. 業務内容

道路交通騒音・振動調査

流況調査

波浪調査

水質調査

底質調査

海生生物調査

陸生生物調査（鳥類）

景観調査

5. 業務フロー

計画準備 → 現地調査 → 整理とりまとめ → 予測・評価
(来年度予定)